

## 第11回国分寺市青少年問題協議会

日 時：令和7年4月11日（金） 午後2時30分～3時25分

場 所：国分寺市役所 201 会議室

出席委員：成瀬大輔（会長）、田中芳幸（副会長）、長谷川久見子、三ツ木静江、右高博之、西川葵、熊沢涉、青木伸道

欠席委員：井上和憲、矢崎新士、小紫かおり、丸山智史

事務局：子ども家庭部子ども若者計画課（千葉課長・城内担当係長・加治佐）

傍聴者：0名

事務局：本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。子ども若者計画課、若者支援担当係長の城内と申します。

本日会議を始める前に、委員に関するご報告がございます。これまで委員を務めていただいております波田委員と瀧山委員が人事異動のため解職となり、それに伴い後任の委員の方を委嘱させていただきましたので、ご報告させていただきます。

2月25日付で小紫委員、4月4日付で矢崎委員をそれぞれ委嘱させていただきました。なお、後任の2名の方については、本日は残念ながら業務の都合で参加できないということで、この場での委嘱状のお渡しはいたしません。

資料1に、新たな令和7年度の委員名簿を配らせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

その他、子ども若者計画課も1名、4月1日付で人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。これまで大原と私と一緒にこの会議を担当させていただいたのですけれども、人事異動により加治佐に代わりましたので、ご挨拶させていただきます。

事務局：4月から配属になりました加治佐と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：では、この体制で今年度会議を実施させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局：それでは、本日の協議会の成立についてご報告いたします。委員12名中、現在の出席委員は8名、欠席委員は4名です。なお、井上委員、矢崎委員、小紫委員、丸山委員より欠席のご連絡を頂いております。委員の過半数の出席がございますので、国分寺市青少年問題協議会条例第5条の規定により、本日の会議が成立することを確認いたしました。

続いて、本日の会議資料についてご確認をお願いいたします。委員委嘱等があり、皆様に事前に送付した資料と変更になっております。本日本日お配りしてい

る資料は、次第が1枚、資料が2枚となりました。資料1は新しい委員名簿、資料2に、本日協議するための資料をお配りさせていただいております。お手数ですが、本日お配りしたものを正式版として差し替えをお願いいたします。

そのほか、第10回協議会の議事録について修正のご連絡はありませんでしたので、確定版の議事録、そして、皆様に作成いただいたポスター印刷ができましたのでA4判のポスターをお配りさせていただいております。会議の成立及び資料等の確認は以上となります。

会 長：会長の成瀬でございます。ありがとうございます。では、会の成立確認と資料の確認が終わりましたので、これより第11回国分寺市青少年問題協議会を開催いたします。

では、次第に沿って進めさせていただきます。本日の協議事項ですけれども、今後の青少年問題協議会についてとなっております。初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：国分寺市青少年問題協議会の閉会につきまして、今後の方向性ということで報告をさせていただければと思います。

今、皆様の任期が令和7年7月15日となっております。次期の委員を任命せず、こちらの条例の廃止手続の方向で進めることとなりました。こちらにつきましても、今まで青少年問題協議会で青少年のことに對し議論を真摯に重ねていただき、成果物を作成していただき広く市民に周知できましたことに深く感謝を申し上げます。

それでは、資料2をお配りさせていただいておりますので、こちらを参考に、検討いたしました内容をご説明させていただければと思います。

まず、「②検討経過」でございます。まず、こちらの青少年問題協議会条例というのは、国の地方青少年問題協議会法に即しまして、こちらの規定に基づき市のほうで条例を制定したという経緯がございます。国のほうではこの法律をつくる際に、戦後の混乱期に非行少年が多かったということから、非行の防止や矯正を目的に国会で議論され、この法律が制定されております。

また、国分寺市でも昭和39年に市の議会で、国会で議論されたこの非行関係の防止や矯正について同様の目的で議論し、国分寺市青少年問題協議会条例を制定させていただいているところでございます。

国のほうでは平成11年に法改正がなされました。この法改正は、青少年問題協議会法の中でこの会議体を「必ず設置する」というところから、「非設置」へ、市の判断によって設置をしなくてもいいという法改正がございました。

また、平成22年に、こちらについては子ども・若者育成支援推進法というものも成立しました。こちらについては、子ども・若者をめぐる環境が悪化して社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化したということ踏まえて、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活

を円滑に営むことができるよう支援するための法律が制定された時期となっております。

また、この地方青少年問題協議会法については平成 25 年に再度改正がございました。そちらの改正内容といたしましては、この会議体について、これまでは市長が会長を務める会議となっておりましたけれども、その枠付を見直して、市長でなくても会長をしていただくという法改正がございました。

また、平成 27 年には子ども・子育て支援法が施行されまして、こちらについても、子どもたちの健やかな成長を進めるために子どもたちの健やかな成長を支援するというので、そのための法改正がされまして、これに基づいて、現在、国分寺市でも「子ども若者・子育ていきいき計画」というものを策定しているような状況がございます。こちらの法改正を見ていただくと、様々、この青少年問題協議会法が改正されたということが分かってくるかと思えます。

青少年問題協議会の所掌というのは、地方青少年問題協議会法の規定に基づいて所掌を決めさせていただいておりますので、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合施策の序列につき必要な重要事項を調査・審議すること、総合施策の適切な実施をするために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとなっております。市の他機関での会議体や対応を様々行っているところでございます。

この条例が制定された当時では、子どもや若者を取り巻く問題が「非行」というところから、現在は複合化・複雑化しておりまして、児童虐待、発達支援、いじめ、ネットトラブル、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、社会的孤立など、見えづらいものとなってきている状況がございます。

この間、今お話をいたしました子ども・若者育成支援推進法や子ども・子育て支援法、さらに子ども・若者育成推進大綱の策定など、児童虐待に関する法律等も含め、事象ごとに対応するような法改正が行われてきている状況がございます。

このように青少年に関する問題が複雑化し、法整備も進められてまいりました。青少年の問題は、現在この本会議体の所掌しております指導・育成・保護及び矯正にとどまらず、それぞれの分野に会議体が設置され、子どもから若者まで切れ目のない支援が求められる中、専門職を含む委員により対峙、対応を行っている状況でございます。

例を申し上げますと、いじめや不登校に関しては教育委員会が毎年 3 回調査を行っていることや、教師が生徒の状況を把握して、個別、個人の状況に合わせて対応を行っている状況がございます。また、重大な事象については専門の委員会がございまして、そちらで問題解決に対応する場合もございます。

児童虐待やヤングケアラーの対応については、要保護児童対応の地域の調整機関として、子育て相談室の要保護児童対策地域協議会があり、この会議体に

については代表者会議、実務者会議、進行管理部会など、検討階層を分けて関係機関の連携や個別ケースの対応を行っております。また、児童が何らかの理由により保護しなければならないような場合が生じた場合は、児童相談所や警察と連携し対応等を行っております。

子ども・若者のひきこもりや社会孤立については、子ども若者計画課のほうで対応しております。

また、複合化し他分野にまたがるような事案は、重層的支援体制整備事業として地域共生推進課が行っております。

子ども若者計画課では、若者支援地域ネットワーク会議を設置し、福祉、雇用、教育、保健、医療、矯正、更生保護の関係機関から委員を担っていただきまして、子ども・若者の課題に対しご意見を頂戴し事業を進めているところでございます。また、子ども・若者関係の総合的な施策は、子ども・子育て会議において、子ども若者・子育ていきいき計画の施策に対し、市民委員の方も入ってご意見を頂き、進捗を評価し、各課が見直しながら事業を進めております。

実動的には、青少年の関係では市の中に青少年委員や青少年育成地区委員会の方々がいらっしゃいます。市の事業や市の補助金を活用して、地域の子どもたちへ有益な事業やイベントを実施していただいております。併せて地域の子どもたちの状況を見守っていただいております。

本課では、青少年育成地区委員会の方々の連絡会を年間11回開催し、地域の現状や活動するに当たり、委員の方が困っていらっしゃる課題についても委員の方々からご意見を頂きながら、課として、市として支援を行っているところでございます。

このほか、防犯は防災安全課、人権関係は人権平和課が対応しており、関係する部署同士が連携し、複合化する子どもや若者に対する問題に対し対応している状況でございます。

複合化する子どもや若者の課題について、市では様々な部署が会議体を設置し、連携し、専門的に対応している状況がございます。本協議会が所掌する内容について、それらの部署も専門的に対応している部分があります。その部分についてはそれぞれの会議体でも重なっていることから、本会議体については整理をしたいと考えております。

本協議会として、市に対し青少年支援について期待していることなど、本日もご意見等を頂戴させていただきながら、そういった意見を受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきたいと考えております。その上で本会議体の整理を行い、市としては発展的な解消と捉え、閉会を迎えさせていただきたいと考えております。

検討の状況の報告については以上でございます。

会 長：ありがとうございます。今、ご説明がありました。前回皆様からご理解いただいた上で、市としては条例廃止の方向で進めるということに決まったという報告でございましたが、いろいろな説明があったかと思えます。それに沿う質問でも構いませんし、あるいは皆様からそれぞれ地域で活動されている中で疑問点やご意見、ご批判や提案等、何かございましたらぜひこの機会に市のほうに投げかけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委 員：シンプルな質問なんですけど、これは「廃止します」と書いてあるけど、手続的には議会承認になるのですか。議会承認なしですか。市議会に諮るのですか。

事 務 局：こちらについては、第3回定例議会に諮らせていただく予定としてございます。

委 員：第3回はいつですか。

事 務 局：9月となります。

委 員：9月議会ですか。ここに市民としての意見を述べることは可能なのでしょうか。廃止が上がったときに、条例をやめますということに対して、市民から何か言うことはできるのでしょうか、できないのでしょうか。議員だけですか。

事 務 局：議員の方々からご意見を頂戴することになるかと思えます。

委 員：それはできるということですか。じゃあ、もし異議があれば議員を通じて申し立ててくださいということになるのですか。

この間の議論もあったけど、あまりにも閉じるまでが短過ぎるという話があって、この青少年問題協議会を知らない市民もいるのですよ。先ほど委員からも指摘がありましたけど、そもそも廃止があるのであれば、この会の始まりの2年前にそういう話があって、そこに向けてどうしていくか、この会でやっていることを受け継いでもらえる会はどこにあるかというのを話し合ってから閉じるべきだと、私も思います。

P T Aの中で話をしたのですが、そもそもこの問題協議会があることは知っているのですが、何をやっているか知らなかったと。聞いたら大事な話をやっている。非行というものにつながることはやはりいろいろなものがある。今回やった不登校もつながるかもしれないし、前に言っていたネット社会というの、それで新たな非行が起きている可能性がある。いじめも非行の1つだと思うわけですね。それで、いじめがある中で自殺してしまう子もいるのですよ。それが本当に問題として捉えていないのかとか、そういう声が上がっているのですよ。それを一方的に閉じるとなると、この内容を知った市民は怒ると思うのですよ。

それを今ここで聞いて、これは前回2月に聞いたのですが、9月にやめますとあって、そんな簡単にやめられるのですかという事だと思えるのです。ずっとこの経緯がありますということだったので、これを発表されていないので余計怒ると思うのです。世の中がこのようになっているのかということ

を知ると、やはり憤りを感じますよね。私がPTAの代表で集まった中で話しただけでもそれなので、それをPTAにバーストと広げてしまうと大変なことになるので今、止めているのですが、広げたら大変なことになると私は思うのですよね。子どもに対する法律とか条例がこのように決まっているのかとなると、みんなびっくりすると思うのです。せっかく立ち上げたものを閉じるときに、こんなに短く閉じられるのだということが一番びっくり。やはり2年くらいかけて話し合っ、結果、「じゃあ、こういう形にしましょう」というのならすごく結論は分かるのですが、いろいろなところでいろいろなことが起きている、専門部会がある、それは分かるのですが、その横のつながりがないというのはこの会に2年ただけで分かっていると思うのですよね。教育委員会は知っている、でも、こちらのことは全く知らないという話でスタートしたではないですか。

不登校というと、割と皆さん軽いと思っているかもしれませんが、私は子どもが不登校なので結構真剣な問題なのです。それに対してこれが軽いと言われると、それも憤りを感じます。そこから何か犯罪が起きるかもしれないとなぜ思わないのですか。もちろんもっと重要な課題はいっぱいあるのですが、期間が短過ぎると私は思います。

それでこの場を持っていただいたのはすごく前向きでいいと思うのです。だけど「9月に条例がなくなります」と言われたら、次に条例を作るのに物すごく時間がかかると思うのです。多分もうできないと思うのです。せめて、その横のつながりとかを作って、じゃあこの会につながるものは「ここと、ここと、この場にありますが」というところを市役所の内部の中では精通していただいて、「じゃあ、ここの部分は引き継ぎますから」、例えば今回「不登校であれば、十分手厚く教育委員会でやっていきますから」というのであれば安心できる。かつ、その他のネット関係とかもそうですよね。「そこは情報課さんがちゃんとこういう施策に基づいて動いていますよ」とか、それをまとめるのに1年くらいかかると私は思うのですよね。皆さんお忙しい中なので。私はサラリーマンで、会社でいろいろな部署があるのですが、そこの横串も全く同じような感じですね。ある部署のところがこの会議をやめますというときに、会社自体でも反対が起きるのですよ。1年かかります、閉じるのに。

そういったものなので、ちょっと9月の議会で条例すらなくなってしまうというのはいかなものかなと。少なくとも来年3月とかまで議論して、「やはり必要ないので閉じましょう」なのか、「どこかの部署が存続しましょう」とか、「分かりました、ここの部署で引き継ぎます」とかというのがないと、まずいと思います。別に明確になっていないから。そこでやっていますというのが。専門部会というのがネットで調べても全然出てこないのです。「非行」では検索できないし、じゃあ非行がなくなったということになっているのかとい

うと、そうではないという意見が出ていたではないですか。

それは、例えば警察のほうでやりますというなら、警察は事象が起きなければ対応できないと言っているのですよ。その前の段階を我々が協議して、本当の課題とか問題は何ですかという議論をして、今回は、皆さん軽いと思っているかもしれませんが不登校だという話だったのですが、不登校も立派な非行につながるきっかけだと思うので、もうちょっと議論していただきたいなという思いです。

すみません。ちょっと熱くなりましたけど、よろしくお願いします。なので、ぜひその議会のときには意見を述べたいと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。この前もお話をしたのですが、非行がなくなったというわけではございません。現在も対応している状況がございます。こちらについては、その内容によって教育委員会が対応していたり、子ども子育て相談室のほうで対応しているような状況等がございますので、この会議がなくなったからといって市のほうで対応がなくなるという状況ではございません。

もし、今お話しいただいたような市内のネットワークがどのようにつながっているかということについては、今あるものがしっかりとありますので、そちらについて整理させていただければと思います。特に要保護児童の会議については非公開で会議が成立している内容がございますので、そういったところは公表させていただいていない状況かなと思います。

また、不登校については教育委員会のほうで、議会でもいろいろ報告があるのですけれども、個別に対応しているというのを私のほうでも伺っているところがございますので、そういった今ある会議体の中で様々に対応している状況を、皆様のほうにどこがどのようにつながっているかというのを整理してお伝えしてすることは可能かなと考えてございます。

会長：ありがとうございます。貴重なご意見を頂きました。ほかの皆様はいかがでしょう。

委員：前回ちょっと参加できず、申し訳ございませんでした。

議事録等を拝見させていただいたのですけれども、時代変化と市の現状のこの非行問題が減少してきているのと、あと、いじめとか不登校というところのこういう話合いの場がいろいろなところとかぶっているから、この会は必要ないのではないかとこのので多分この意見が出ているかと思うのですが、そういう解釈で間違いはないですか。

会長：おおむね方向性としては合っていると思います。

委員：ありがとうございます。であれば、やはりこの会議は、市のほうからどれだけ減少しているのかというエビデンスだとか、そういう資料というのは出てきたのでしょうか。

会 長：数値としては出てはいないです。

事 務 局：国分寺市独自の数字というのはなかなかちょっとすぐには出せない状況でございましたので、まず教育委員会のほうに非行関係の数字については確認いたしましたので、年間5件程度国に上げる報告としては出しているという状況と、それから要保護児童対策地域協議会のほうに、本日はご出席いただいておりますが、小平相談所の職員の方がそちらにも参加されておまして、そこでの回答としては、「国分寺市は小平の相談所の圏域の中でも非行が非常に少ない地域である」ということをお話ししているというのを伺っております。非行関係については減少傾向でございますが、不登校とかいじめというものについては増加傾向になっておまして、そちらについては教育委員会のほうが年間3回調査をしておまして、そういった中で数字を把握しているという状況でございます。

委 員：ありがとうございます。せっかくこの会でこの話合いをするのであれば、私はやはりそういった正確な資料が必要だと思っています。

私、今回、今期のこの2年間で初めての出向となったのですが、出向したときにも私はちょっとお伝えさせていただいたのですが、前回やった成果物の検証だとか、今回の成果物の検証だとかというところがすごくふわっとしている会だなと思ったのです。国分寺市の税金を使って、お金を使って、予算を使ってやっている会にもかかわらず、前回の成果がどうだったのか、今回の成果はこれから検証するのだと思うのですが、検証に対してすごくふわっとしていて、「正確な数字は出せません」とか、そういったものがあつたので、もっと次につながるような会にしていけばいいなと思っていました。

私の意見なのですが、市のほうでこの会がなくなるのであれば、この議事録にも書いてありますけれども、何か次につながる問題協議会とかというのが設立されて、そこに向けて中で動きがあるというのであれば私はすごくいいのかなと思うのですが、今いきなり廃止しますよというところで、正確な資料もないのに、本当にじゃあ検証していますかとか、成果はどうだったのですかというのがない中で話し合うのは少し疑問を感じるなというのが私の意見でした。

会 長：ありがとうございます。ほかの皆様はいかがでしょう。

では、ちょっと私からもお話しさせていただければと思うのですが、まず、そもそも私は今2期目、4年目を務めておりますけど、人権擁護委員会から来ておりますが、私も当然いろいろな子どもの権利に関わる経験からしても、この会議体は非常に地域の多様なメンバーが集まっていて、議論のテーマをすごく自由に選べるという意味では、地域の子どものことを考える会議体としては非常に優れている面がある一方で、市からの具体的な委嘱内容というのがなく、かつ、予算との兼ね合いもあるのでしょうけれども、権限が縛ら

れている。実際に市の子ども施策に関する提言機能というのが持たされているのであれば、非常にすばらしい会だなどと思っていたのですが、なかなかその縛りがあり、これまでの歴史的に見ても短期ごと2年、1期ごとにメンバーが入れ替わるといふ部分で、やはり継続性というのがなかなか難しい中で、その期ごとに興味関心のあるテーマを選んで何か取組をしていく。それはそれで意義のあることだとは思いますが、やはりわざわざ市が設けている、多様なメンバーを構成した地域の方が入っていただくすばらしい構成の下での会議体としては、機能が脆弱だなど非常に感じておりました。

なかなか難しいのかもしれませんが、望むべくは、今回の廃止が発展的な解消であるということをしては願っております。例えばなのですが、近隣の自治体ですと、子どもの権利条例の制定が結構相次いで取り組まれております。私は出身が国立市なのですが、国立市のほうで子どもオンブズマンをちょっとやらせていただいた経緯もありまして、子どもの救済機関を設けたり、あるいは権利基本条例を作ったり、子どもの権利条約から批准して30年たちましたけど、ようやく子ども基本法ができて、地域の中で子どもの権利、子どもの主体性を大事にしていこうという文化を作ろうという機運が今、非常に高まっております。

そういう意味では、この会議体のメンバーは皆さんすばらしいメンバーが集まっていたのでありますが、今後はこういう子どもたちに関わる地域の大人プラス、子どもが参加できるような、子どもが地域社会に参加するような子ども参加ですね。そういった目線が各自治体で多分動いていくと思えますし、実際に取り組んでいる、子ども会議をきちんとやって、地域の子ども施策、市の施策にそれを反映していくという動きも実際に出しておりますので、ぜひ、なかなか理事者の交代なんかがあると、考え方が変わったりするかもしれませんが、それとは別に、やはり国分寺市として一本筋を通すような、発展的な子ども施策への取組を継続していただきたいなと思っているのが、まず1点です。

あと、先ほども意見出ていましたが、子どもを取り巻く環境は、結構横串というか、連携がとても大事になっています。先ほど教育委員会はこのように対応しています、子どもカテゴリーに対応します、そういうのは結局縦串なので、縦串でそれぞれやっています。要対協も結局そうなので、虐待を受けたり、あるいは要支援、要保護の地域にいる子たちを継続的に見守っていくという中で、そこに入っているメンバーは大体分かるのだけれども、それをじゃあどのように地域の輪として広げていくのか、子どもたちを見守る輪として広げていくのかという、やはりどうしても限定的になってしまう部分があります。それは、当然対象になる子たちのプライバシーとかもあるので、限界があるのは分かります。

ただ、やはり地域にどうい子たちがいて、どうい問題があるのかというのは、やはり横串とその横串をぐるっとつなげるような輪のような連携がとても大事だなと感じます。

そういう意味では、発展的にと申し上げましたけれども、これに代わるような何か地域の方が入る機会が作れたらすばらしいのではないかなと思っております。いきいき計画のほうで定期的にといものもあるのでしょうか、それも多分計画を推進していく中でのPDCAサイクルといのか、そういうところも恐らく意識されるのだらうと思ひます。その中で考慮されていくのかちょっと分かりませんけれども、ぜひ地域の輪を、横の輪をつなげるような意識といのを持っていただければと思ひております。

すみません。長くなってしまいました。以上になります。

ほかの委員方、ぜひ何かご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

会 長：他に意見はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。前回頂いた意見もございますし、今回頂いた、私もお話しさせていただきました意見もありますので、そこはちょっと市のほうできちんと受け止めていただいて、引き続き、ちょっと市長選もあるので結果はどうなるか分かりませんが、新たな市長にも引き継いでいただく必要もあると思ひますし、今後の子ども施策にぜひ反映させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局：ご意見いろいろありがとうございました。

頂きましたご意見の中で、庁内のネットワークが見えづらいといところのご意見につきましては、現在どのようにつながっているかを整理してお示しさせていただきたいと思ひてございます。実際、今かなり専門的な分野での対応が多くなってきておりますので、それぞれの各機関で専門的な委員が入って、いろいろ議論していただいて対応しているような状況がございますので、やはり見えづらいといところがあるかと思ひますので、そこはお示しできるように資料を準備させていただきたいと思ひます。

また、これまで取り組んだ成果としての数字の部分については、今回ちょっと警察のほうにご依頼をさせていただいたのですけれども、すぐに出ないといことでしたので、この会議の中では、大変申し訳ございません、準備が間に合わなかったとい経過がございます。こちらの数字についても、提供いただけたものはお示しさせていただきたいと思ひます。

このような資料を準備させていただいて、できましたらもう一度お集まりいただく会を設けさせていただければと思ひてございますが、いかがでしょうか。

会 長：ちょっと確認なのですけれども、年度内にもう一度最終で集まるとい趣旨でしょうか。その際の市から提供されるものといのはどういった内容になりま

すか。

事務局：今ご意見を頂きました、庁内のネットワークが分かるようなものをまとめた資料と、警察のほうに非行関係の国分寺市の数字を切り出していただいた数字がお示しできればと考えてございます。

委員：今、非行の問題について警察という声がありましたけど、青少年の非行、これを警察で捉えている部分はもちろんあるわけですね。私も都の教育相談室で弁護士や警察と一緒に問題に取り組むという仕事もしていましたから、警察がというのは分かりますけれども、この間の新聞にだって載っていたわけです。「非行」といったときに、今、小学校が大変なことになっていると。皆さんご存じですね。その原因がどこにあるのか、そしてどういう対応があり得るのか、そして国分寺市ではどういう状況なのか、それは警察には分かりませんよ。調べる相手が違うと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。警察で捉えているのは一面的であって、子どもたちに起きています現状としては足りないのではないかというご意見だと受け止めてはおります。ほかに何か調べられるものがあればとは思いますが、教育委員会が把握しているものというのは、学校現場で起きていたものが恐らく一部。仔細に上がっているものというのは限られてくる部分もありますし、なかなか見えにくい現実があるということはきちんと捉えなければならぬというご意見だと思いますので、そこはきちんと受け止めていただければと思います。

事務局：承知いたしました。

会長：今回頂いた意見に対するアンサーを出したいということですので、開催すること自体やぶさかではないのですけれども、ちょっと内容が薄くなりそうだなと思ったので、集まる必要性がちょっとあまり感じられなかったというのは正直なところです。今日の議論を踏まえて感じておりますが、市としてはいかがですか、その辺り。やはりもう一度開催が必要ですか。

事務局：頂いたご意見で、閉会まで議論が足りないのではないかとすることも頂きましたので、お時間を頂戴できるようであれば、再度そのまとめたものをお示しさせていただいて、御覧いただいてご説明をさせていただいたほうが、少しでもご理解いただくことができるかなと考えたところでございます。

ただ、皆様のご予定もございますので、会議の開催日につきましては、今、会議室のほうは一旦準備している日程がございますので、もし開催するようであればそちらの日程で開催を予定させていただければと考えております。

委員：問題協議会が始まって、これを見る限り1958年ですね。この1958年からの歴史の中でいろいろな問題があったと思うのですね。先ほどおっしゃってくださったように、1回や2回の振り返りで条例を廃止するか否かということを理解、納得しろと言われても困ります。だからこそ、おっしゃったように2年間かけて話合うべき内容ではないですか。これだけの深い歴史を持って、たくさ

んの案件に取り組んできた問題協議会です。その条例を廃止するという大事な案件に対して、1回や2回で、幾らどんなデータが出たからといって簡単に解決できるような問題ではないと思います。それを次回集まってお納得いただければとは、どう納得するのですか。私にはちょっと理解できません。

本来ならば、もしそういう条例廃止の案件が上がっていたならば、2年前の今期が発足したときに、「こういう案件が出ています。たくさん問題もありますが、これは重要だと思われまます」という提案事項があってもおかしくない。それを今ここにきてというのは、市民的には、協議してほしいのか、ただただ市がやめたいから、土壇場になって出してきたとしか思えない。もし私が議員だったら、はっきりいってそう言います。市はやめたい、予算を削りたいだけですかと。「無駄だ」と言って。だからこんなギリギリになって言ってきたのかと、議員だったら私は言いたいと思います。

もし本当に検討して協議する気があるのだったら、それこそ限られた時間かもしれないけれども、もう1期分皆さんでこれを真剣に考える必要性はあると思います。ただ、ここにきて今、今後の方針として条例廃止手続を進めるともう確定したようなお書きぶりですから、決まっているならばもう無駄かなと思つて。さっきから何も言っていないですが、これがあと1回や2回やったことで変えられるのであるならば、皆さんおっしゃるように代わるものを作って、それにバトンタッチするような動きが作れるものであるならば、それは次回やっても構わないと思います。そういう可能性がないならば、意味がないと考えます。

会 長：ありがとうございます。

事 務 局：ありがとうございます。いろいろご意見を頂戴いたしましたので、市でも検討させていただくのと、会長、副会長と相談しながら、次回開催についてもそれも含めて検討して、皆様のほうにご連絡させていただければと考えます。

会 長：では、次回開催に関しては、私もこの状況で重ねてもあまり意味が、市がもう決めてしまっているのであれば、正直あまり意味がないでしょうし、逆に言うと、決めたことに対して何か変化が作れる、前に進めるような何かがこの会議体でできるのであれば開く意義はあるかなと思いますので、ちょっと追って検討を事務局、市のほうでしていただいて、会長、副会長と少し共有させていただきたいと思います。そういう流れで、次回実施するかどうか検討させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのように進めたいと思います。ありがとうございます。

では、会議次第の3の(1)については以上とさせていただきたいと思つます。

では、4「その他」になりますが、事務局のほうからはよろしいですか。

事 務 局：今、話にあった、もし開催するとなった場合の日程候補を先にお伝えできたら

と思っております。今、会議室が取れておりますのが6月6日、今日と同じ時間で午後2時からこの場所が空いておりますので、もし会をもう一度開くということになった場合は、6月6日午後2時から開催させていただけたらと思っております。

開催するかどうかについては、後ほど会長、副会長を含めて今後の進め方を相談させていただいた後、ご連絡させていただければと思っております。

6月6日について、もし開く場合ですけれども、半数以上の出席がないと成立しないという会議なのですが、皆様のご予定はいかがでしょうか。

委員：私は、ちょっとごめんなさい。参加できません。

事務局：ほかの方は大丈夫そうでしょうか。開催するかどうか未定の中になりますけれども、予定として6日で、それ以外にこの会場が取れないので、申し訳ないですけど、もし開く場合は6月6日にさせていただけたらと思います。どちらになるか、開くか開かないか、いずれにしましても委員の皆様にはご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、決まりましたら皆様にメールにてご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会長：ありがとうございます。

それでは、本日は以上をもちまして閉会とさせていただきます。皆様、どうもお疲れさまでした。

— 了 —